

平群町国土強靱化地域計画

令和 2 年 1 2 月

奈良 県 平 群 町

【 目 次 】

- I. 地域の特性 (P.1～)

- II. 国土強靱化地域計画策定にあたって (P.1～)
 - 1. 計画の位置づけ
 - 2. 計画期間

- III. 基本目標 (P.1～)

- IV. リスクシナリオの設定
 - 1. 想定される災害 (リスク)
 - 2. リスクシナリオの設定

- V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

- VI. 施策ごとの推進方針
 - ＜別紙＞ 推進方針の具体的な施策

I. 地域の特性

《平群町の位置と地勢》

平群町（以下、本町という）は、奈良県の北西部に位置し、東西約 5.5 km、南北約 6.0 km、面積 23.90 km² を有しており、人口は令和 2 年 4 月現在で 18,771 人である。北西に生駒山地、東に矢田丘陵が位置し、町域の中央を流下する竜田川沿いに細長い平地が開け、そこに市街地が展開している。

《気候の特性》

①気象

本町は、西の生駒山地、東の矢田丘陵に挟まれた通称平群谷に生活圏が集中しているため、町域は内陸型の盆地性気候を示す。したがって、大阪・奈良などの平野部に比べると昼夜の温度差が激しく、特に冬季の夜間の冷え込みが厳しい。また、降雨量は夏季に多く、冬季に少ないいわゆる太平洋型の気候区であり、梅雨時期から台風シーズンまでは相当量の降雨がある。また、本町は周辺が山地で囲まれているので台風による強風は隣接の大阪平野に比べると弱い。

《人口の推移、年齢構成等》

本町の総人口は、町制施行時（昭和 46 年）において 7,969 人であったが、宅地造成ラッシュに伴い、奈良・大阪のベッドタウンとして、年々急激な増加傾向をたどり、現在では、概ね 2 万人ほどとなっている。

なお、本町では、町外地域への通勤・通学のため、昼間の流出人口が多い。

年齢構成をみると、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加を続け、令和 2 年 4 月現在では約 37.7% となり、超高齢化社会へと突入している。

《産業構造等》

本町の産業別就業者数は、卸売・小売業、サービス業等で全体の約 4 割を占めており、町民の過半数が第 3 次産業就業者である。

①工業

本町の工業は、中小規模の工場・作業所がほとんどである。したがって、本町の場合、工業は主産業とはなっておらず、また地場産業になっているものはない。

②商業

消費者ニーズの多様化、宅地化による人口増加等に伴い、小売業販売額がここ数年でも飛躍的に増加している。しかしながら卸・小売の店舗総数は昭和 50 年代後半をピークに減少傾向をたどっている。また、サービス業、金融・不動産等は年々着実に増加している。

③農業

農家は近年急激に兼業化が進み、専業農家はわずかであり、経営耕地面積も昭和50年には400haを超えていたが、近年では200ha弱まで減少している。特に、田の経営耕地面積は減少が著しい。

Ⅱ.国土強靱化地域計画策定にあたって

1.計画の位置づけ

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、平群町総合計画との整合を図りながら、平群町地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものである。

2.計画期間

本計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和6年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

I 人命を守る

II 住民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする。

IV. リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1. 想定される災害（リスク）

住民の生活・本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、県計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本町の被害の大きいとされている生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・町内で震度6強の揺れが想定されている。

○人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約61人、負傷者：約377人、死傷者：約438人]

○建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの

[全壊：約 1,445 棟、半壊：約 961 棟、全・半壊計：約 2,406 棟]

○避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約 6,318 人]

○その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

<奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）>

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※平群町で想定される最大震度は基本ケースで震度6弱、陸側ケースで震度6弱とされている。

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2)水害 ～大和川大水害～

台風10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

本町においても、死者3名、負傷者7名、家屋全壊及び半壊、一部破損壊49棟、床上床下浸水65棟という甚大な被害となった。

(3) 土砂災害 ～紀伊半島大水害～

台風第12号が北上し、平成23年9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミリを記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

町内では、この台風による大きな被害は発生していないが、当町でも土砂災害警戒区域に指定されている地域は存在するので、今後の気象状況に備え、対策を取る必要がある。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停

	速な実施	<p>止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断</p> <p>2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶</p> <p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p>
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	<p>3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全</p> <p>3-2 被災による治安の悪化</p> <p>3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊</p> <p>3-4 食料等の安定供給の停滞</p>
4	ライフラインの確保	<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態</p> <p>4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>4-7 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
5	二次災害の防止	<p>5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <p>5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <p>5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大</p>
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	<p>6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

VI.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとします。
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。・住宅用火災報知器設置については、周知、啓発していく。・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。・消防関係車両の定期的更新を図る。・防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップを周知する。・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。・県と共に内水対策を促進する。
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップを周知する。・土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。・土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。・県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	<ul style="list-style-type: none">・「自らの命は自らが守る」意識を意識の徹底、正しい避難行動を周知する。・避難所での良好な生活環境の確保に努める。・防災行政無線の維持管理に努める。・Jアラート等の更新、維持管理に努める。・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。

	<p>(避難行動訓練、避難所運営訓練等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動系無線機器を更新する。 ・ 防災アプリによる情報伝達を実施する。
--	--

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・ 非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・ 物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・ 非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・ 災害時応援協定の拡充を図る。 ・ 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・ 町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・ ヘリポートの適正な維持管理を進める。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の規模や被災ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・ 消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・ 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・ 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・ 町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・ 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 ・ ヘリポートの適正な維持管理を進める。 ・ 道路啓開計画を策定する。 ・ 各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・ 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	

- 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」を周知する。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
- 職員訓練を通じ地域防災計画を実用的なものに見直す。
- 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
- 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。
- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 非常用電源を確保する。

3-2 被災による治安の悪化

- 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。
- 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
- 各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。
- 県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、町道）の整備を進める。
- 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。
- 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。
- 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

3-4 食料等の安定供給の停滞

- 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、町道の強靱化と整備を促進する。
- 食料等物資提供の協定の締結に努める。
- 物資輸送等に係る協定の締結に努める。
- ヘリポートの適正な維持管理に努める。

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 小型発電機を整備し適正に管理する。
- 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。
- 防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
- 避難所、学校、こども園などの施設等に戸別受信機を設置する。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、町道）の整備を促進する。
- 上水道施設の耐震化を進める。
- 農業集落施設の耐震化を推進する。
- 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 小型発電機を整備し適正に管理する。
- ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道施設の耐震化を進める。
- 自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。
- 緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。
- 水道用復旧用資材を備蓄する

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 農業集落排水処理施設の耐震化を進める。
- 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。

	<p>4-7 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・ 町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・ 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化
--	---

<p>5 二次被害の防止</p>	
	<p>5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
	<p>5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ ため池ハザードマップを策定する。
	<p>5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。 ・ 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 ・ 鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。

<p>6 地域社会、経済の迅速な再建・回復</p>	
	<p>6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・ 一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
	<p>6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・ 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・ 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・ 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・ 学校及びこども園等において防災研修や訓練を実施する。 ・ 自主防災組織、消防団、長寿会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
- 町道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

《別紙》

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- ・ 町立小中学校施設等の老朽化等に伴う大規模改造等を進める。
（教育委員会総務課）
- ・ 空き家バンクの運営を通じ、空き家の所有者と利用者のマッチングを図る
（経済建設課）
- ・ 指定文化財の管理者による文化財の適正管理を促進し、防災防犯体制の強化を啓発する。（教育委員会総務課）
- ・ 建物等の倒壊により、道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げになることに備え、チェーンソーやライト等の資機材の充実を図る。（総務防災課）
- ・ 消防団無償貸付車両制度及び奈良県消防力支援事業を活用し、消防団車両の更新を図る。（総務防災課）
- ・ 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携の強化、団員の知識、技術の向上を図る。（総務防災課）
- ・ 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資材や装備品の充実を図る。（総務防災課）
- ・ 消防団全分団による訓練を行う。（総務防災課）
- ・ 社会資本整備総合交付金を活用することで公営住宅の長寿命化計画を策定する。
（経済建設課）

- 社会資本整備総合交付金を活用することで、町営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総合改善事業、町営住宅等整備事業を推進し、町営住宅の結露対策、リフォーム、バリアフリー化、給排水設備、外壁等改修工事等を設計、施工し、建物の健全化を図る。(経済建設課)
- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(経済建設課)
- 地震時において倒壊して避難路等を塞ぎ、避難、救命、消火等の妨げになる危険性が高く、又は大規模火災の可能性のある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、耐震診断を行う者に対して、費用を助成する。(経済建設課)
- 地震発生時における住宅の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を守るため、耐震改修工事等を行う者に対して、補助金を交付する。(経済建設課)
- 道路等に面する、地震発生時に倒壊の恐れのあるブロック塀等を撤去することにより、地震発生時の児童・生徒をはじめとする通行人の安全確保及び迅速な避難のための経路の確保を促進するため、ブロック塀等の撤去工事を行う所有者に対して、補助金を交付する。(経済建設課)
- 住宅等の耐震化を進めるため、無料の耐震診断を実施する。(経済建設課)
- 要介護・要支援認定の高齢者・障害者に配慮した住宅整備を推進する。
(福祉こども課)

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- 防災ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、町民に周知する。
(総務防災課)
- 農業用ため池の貯留機能に着目し、ため池を治水利用するため排水口の改良等の整備を実施する。(経済建設課)

- 地元管理の農業用施設の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備事業に対し補助金を交付する。（経済建設課）

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- 防災ハザードマップに土砂災害警戒区域等の情報を掲載し、町民に周知する。（総務防災課）（再掲）
- 決壊すると下流に多大な影響を与えるため池を防災重点ため池と位置づけ、詳細情報等の施設点検、耐震調査、ハザードマップの作成を行う。（経済建設課）

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- 地域住民にとって最も身近な避難場所となる都市公園の長寿命化を図り、避難生活の環境向上に取り組む。（経済建設課）
- 住民一人ひとりが日ごろから災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や出前講座、防災訓練等を継続して実施する。（総務防災課）
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）や奈良県防災行政通信ネットワークの定期点検を実施する。（総務防災課）
- 登録制メール、SNS、町公式サイトや防災アプリによる情報伝達手段を町民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）について 瞬時に対応できるよう取り組む（総務防災課）
- 避難行動要支援者名簿の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自主防災組織、民生児童委員、消防署、警察署等と平常時から情報を共有し、支援体制を構築する。（総務防災課）
- 各避難所へ保管する備蓄品の購入を進める。（総務防災課）
- 各小中学校において、校内高速大容量の通信ネットワークを整備する。（教育委員会総務課）

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- 防災ハザードマップ等の活用や出前講座を通じ、非常用食料の自発的な備蓄を促進する。(総務防災課)
- 災害発生時に人員や物資、救助・救命、医療活動のための交通輸送を確保し、被災後の経済活動を機能不全に陥らせないために、修繕が必要な橋梁正確に把握し、定期点検を実施しその結果に基づいた長寿命化計画を策定し、修繕工事を実施する。(経済建設課)
- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。(総務防災課)
- 家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。(総務防災課)
- 被災地への物資等の供給の停滞を防ぐために、緊急事態輸送道路に接続する町道の道路整備を進め、交通輸送を確保する。(経済建設課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動を確保するため、緊急輸送道路等へのアクセス道路の拡幅整備を推進する。(経済建設課)
- 道路を健全な状態に保ち、道路防災機能の向上及び災害発生時の円滑な避難・救助活動の確保を推進する。(経済建設課)
- トンネル及び橋梁の計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する。(経済建設課)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大期間の寸断

- 自主防災組織の結成を促進し、その活動資金を補助する。(総務防災課)
- 消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識、技術の向上を図る。(総務防災課)(再掲)
- 消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団用資機材や装備品の充実を図る。(総務防災課)(再掲)
- 奈良県総合防災訓練や林野火災消火訓練に参加し、関係機関との連携強化を図る。(総務防災課)
- 集落が孤立するリスクを防止・減少するために、集落に接続する道路機能を強化し、救助・救急活動等の活動ルートを確保する。(経済建設課)

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動を確保するため、緊急輸送道路等へのアクセス道路の拡幅整備を推進する。(経済建設課)(再掲)
- 道路を健全な状態に保ち、道路防災機能の向上及び災害発生時の円滑な避難・救助活動の確保を推進する。(経済建設課)(再掲)
- トンネル及び橋梁の計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する。(経済建設課)(再掲)

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- 簡易トイレ等を計画的に備蓄する。(総務防災課)
- 住民主体で、衛生的な避難所運営ができるよう、地区防災訓練を開催する。(総務防災課)
- 非常用電源を整備し、照明・トイレの水洗や飲み水を確保する。(総務防災課)

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- 内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に奈良県等が行う罹災証明を発行するための研修に積極的に参加し、被害認定調査において核となる人材を育成し、罹災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備を図る(総務防災課・税務課)
- 総合型 GIS システムの導入により、災害発生地域の把握やデータ処理を迅速かつ的確に行える体制を整備する。(総務防災課)

3-2 被災による治安の悪化

- 警察と連携し、被災後の治安の悪化を防ぎ、町民のふるさと意識やアイデンティの向上を図る。(住民生活課)
- 住民自らが避難所の運営を行い、防災にも備えることができるよう避難所運営訓練を実施する。(総務防災課)
- 災害発生後の空き巣・窃盗被害が増加しないよう、地元地域で警備ができる体制を構築する。(住民生活課)

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動を確保するため、緊急輸送道路等へのアクセス道路の拡幅整備を推進する。(経済建設課)(再掲)
- 道路を健全な状態に保ち、道路防災機能の向上及び災害発生時の円滑な避難・救助活動の確保を推進する。(経済建設課)(再掲)
- トンネル及び橋梁の計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する。(経済建設課)(再掲)

3-4 食料等の安定供給の停滞

- 農作物等の安定的な供給体制を確保するため、台風、地震等で被災したビニールハウスの建替え、修繕を支援する。(経済建設課)
- 計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保するとともに、定期的な更新を行う。(総務防災課)
- 家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る。(総務防災課)

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- 奈良県防災行政通信ネットワークの維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う。(総務防災課)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 総合文化センター内のWi-Fiを活用し、また、主要な公共施設（役場、プリズムめぐり、かしのき荘、総合スポーツセンター）にWi-Fiを整備し、情報の収集・伝達ができるように適正な設備の整備を行う。
（教育委員会総合文化センター・総務防災課）
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の維持管理を行い、発生時の町民への情報伝達に活用する。（総務防災課）

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 奈良県LPガス協会と連携し、災害時におけるLPガス等の供給継続を図る。
（総務防災課）

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 奈良県LPガス協会と連携し、災害時におけるLPガス等の供給継続を図る。
（総務防災課）
- 最悪の事態を想定し、火葬場斎場の適切な維持管理に努める。（住民生活課）
- 平群中学校、平群小学校、はなさとこども園、ゆめさとこども園の屋上に太陽光発電設備が設置されており適切に維持管理を行い、停電時に避難所となる屋内、屋外施設の電力を確保する。（教育委員会総務課）
- 太陽光発電設備設置の公共施設に通信用機器用の充電ステーションを設ける。
（住民生活課）

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道管路を整備する。(上下水道課)
- 水道用復旧資材の備蓄を進める。(上下水道課)
- 給水拠点を設置し、応急給水を実施する。(上下水道課)

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設の老朽化対策、維持更新の計画的かつ効率的な実施を推進するため「下水道施設ストックマネジメント計画」を策定する。(上下水道課)
- 新設下水道施設の耐震化を推進する。(上下水道課)
- 下水道BCPに基づいて、災害時の対応に備える。(上下水道課)
- 流域下水道施設の老朽化対策、耐震化等を推進する。(県)
- 避難人数を把握し、避難所等に必要な仮設トイレを確保する。(総務防災課)
- 仮設トイレが不足する場合は、県に支援を要請し、必要に応じて他の自治体や関係機関に依頼し、必要数を確保の上、優先順位に配慮して設置を行う。
(総務防災課)

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動を確保するため、緊急輸送道路等へのアクセス道路の拡幅整備を推進する。(経済建設課)(再掲)
- 道路を健全な状態に保ち、道路防災機能の向上及び災害発生時の円滑な避難・救助活動の確保を推進する。(経済建設課)(再掲)

- トンネル及び橋梁の計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する。(経済建設課)(再掲)
- 登下校時の児童の安全確保のために、平群町通学路安全推進会議で指定された道路について、関係機関と協議を行い、通学路の安全対策工事を実施する。
(経済建設課・教育委員会総務課)
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路について、安全点検を行い、その結果を踏まえ、対策が必要な箇所については安全対策工事を実施する。
(教育委員会総務課)
- 道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する。
(総務防災課)

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- 緊急速報メール、登録制メール、SNS、町公式サイトや防災アプリ等による情報伝達、また必要に応じて広報車両による広報等を活用し、町からの正確な情報伝達を行う。(総務防災課)(再掲)

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- 決壊すると下流に多大な影響を与えるため池を防災重点ため池と位置づけ、詳細情報等の施設点検、耐震調査、ハザードマップの作成を行う。(経済建設課)

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

- 農業基盤整備事業地等の農地・農業水利施設の適切な維持管理、整備を促進し災害に強い地域づくりを推進する。(経済建設課)

- ・ 治山機能の維持及び保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、予防対策を含めた治山事業を推進する。(経済建設課)
- ・ イノシシ、アライグマ等の獣類による農作物への被害を防止するため、農業者等が防護柵の設置を行う場合に補助を行う。(経済建設課)

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定を進める。(住民生活課)
- ・ 災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める。(住民生活課)

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 自治会及び自主防災組織等、地域コミュニティに対し、出前講座を開催し、啓発を促す。(総務防災課)

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・ 災害発生時の円滑な避難や救急救援活動を確保するため、緊急輸送道路等へのアクセス道路の拡幅整備を推進する。(経済建設課)(再掲)
- ・ 道路を健全な状態に保ち、道路防災機能の向上及び災害発生時の円滑な避難・救助活動の確保を推進する。(経済建設課)(再掲)
- ・ トンネル及び橋梁の計画的な点検を行い、長寿命化のための適切な修繕を推進する。(経済建設課)(再掲)

7その他

- ・災害発生時の緊急時にふるさと納税による支援を募り、復旧に向けた財源を確保する（政策推進課）

《別紙2》 個別事業一覧

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

事業名	既存木造住宅耐震診断支援事業
事業期間	平成20年度～
担当課	経済建設課

事業名	既存木造住宅耐震改修補助事業
事業期間	平成19年度～
担当課	経済建設課

事業名	ブロック塀等の撤去工事補助事業
事業期間	平成30年度～
担当課	経済建設課

事業名	民間建築物吹付アスベスト等分析調査補助事業
事業期間	平成18年度～
担当課	経済建設課

事業名	町営住宅長寿命化計画策定事業
事業期間	令和2年度～
担当課	経済建設課

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

事業名	校内通信ネットワークの整備
事業期間	令和2年度
担当課	教育委員会総務課

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

事業名	鳴川路線拡幅整備事業
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

事業名	町営住宅長寿命化計画策定事業
事業期間	令和2年度～
担当課	経済建設課

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止の事態

事業名	公共下水道未普及対策整備事業
事業期間	令和3年度～
担当課	上下水道課

4-7 地域ネットワークが分断する事態

事業名	緑ヶ丘循環路線 他（重点）
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

事業名	北福貴橋補修業務
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

事業名	若井1号橋補修工事
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事業名	西山麓線外10路線（非重点）
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

事業名	新椿木大橋補修工事
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

事業名	町内橋梁定期点検業務
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課

事業名	西山麓線（重点）
事業期間	令和3年度～
担当課	経済建設課